

下妻市事業継続緊急支援事業申請要領

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により売上が減少し、特に深刻な影響を受けている市内の中小企業者・小規模事業者及び個人事業者の事業継続を下支えし、再起の糧となるよう、事業全般に広く使える「事業継続緊急支援事業支援金」を支給します。

2. 支給対象

中小企業基本法第2条第1項及び同条第5項に規定する中小企業者及び小規模事業者（別紙第1表参照）で、以下に定める者とする。

- ① 法人の場合、市内に事業所を有していること。
- ② 個人事業者の場合、市内に事業所又は住所を有していること。

3. 支給要件

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月から12月までの‘ひと月の売上高’が、2019年の同月比で売上高が30%以上 50%未満減少した月があること。
- ② 国の持続化給付金等の支給を受けていないこと。また、今後受ける予定のないこと。
- ③ 本支援金の申請段階において、今後も事業を継続する意思を有していること。
- ④ 市税を滞納していないこと。（徴収猶予の特例制度を受けている者を除く）

【新規創業の特例】

2019年1月から2020年2月までに創業した方は、創業した月から2020年2月までの月平均の売上高と、2020年3月から12月までのいずれか‘ひと月の売上高’と比較し、30%以上 50%未満減少した月があること。

【罹災影響の特例】

天災等の影響により、2019年1月から12月までの売上高が減少した者にあつては、2020年1月から12月までの‘ひと月の売上高’と、2018年の同月比の売上高を比較し、30%以上 50%未満減少した月があること。（罹災証明書の写しその他天災等の影響を受けたことが確認できる書類が必要）

4. 支給金額

- ① 法人 : 一律 200,000円
- ② 個人事業者 : 一律 100,000円

5. 申請方法

令和2年7月1日（水）から令和3年2月26日（金）（当日消印有効）の期間内に、以下の書類を揃えて申請してください。なお、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、郵送による申請を原則といたしますので、ご協力をお願いいたします。

- ① 交付申請書兼請求書
- ② 交付申請に係る誓約書兼同意書
- ③ 直近の確定申告書の写しや営業許可証その他事業を営んでいることが確認できる書類の写し
- ④ 売上減少となった月の売上高を証する書類及び前年同月の売上高を証する書類（確定申告書の写しや売上台帳の写しなど売上高が分かる書類（任意））
- ⑤ 支援金の振込口座の通帳の写し
- ⑥ 創業時期が確認できる書類（新規創業の特例適用者に限る）
- ⑦ 罹災証明書の写し又は天災等を受けたことが確認できる書類（罹災影響の特例適用者に限る）

※ 上記書類に、別紙申請書類チェックリストも含めて郵送してください。

6. 郵送先及び問合せ先

〒304-8555 下妻市鬼怒 230 番地 下妻市役所商工観光課 宛て
TEL 0296-45-8993 FAX 0296-44-6004

7. 不給要件

以下の者は支給対象外となります。

- 中小企業基本法第2条第1項及び同条第5項の規定に該当しない者
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- 下妻市暴力団排除条例第2条第1号及び同条第3号に規定する暴力団等関係者
- 宗教上の組織若しくは団体
- 政治団体
- 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- 支援金の交付を受けることが不相当と市長が認める者

8. 申請書類の入手方法

申請書類は、下妻市ホームページからダウンロードしていただくか、以下の場所から入手できます。

- ① 下妻市役所 本庁舎（1階）
- ② 下妻市役所 商工観光課（千代川庁舎）
- ③ 下妻市商工会
- ④ 常陽銀行 下妻支店
- ⑤ 常陽銀行 下妻東支店
- ⑥ 筑波銀行 下妻営業部
- ⑦ 筑波銀行 高道祖支店
- ⑧ 茨城県信用組合 下妻支店
- ⑨ 結城信用金庫 下妻支店

9. 特記事項

下妻市事業継続緊急支援事業支援金の給付を受けた後、国の持続化給付金の要件を満たし手続きをされる場合は、市の支援金を返還していただきます。

※ 「事業継続緊急支援事業支援金返還届出書」を提出していただきます。

別紙第1表

中小企業基本法第2条第1項及び同条第5項に規定する中小企業者及び小規模事業者の定義

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模事業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する従 業員の数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

売上減少要件の確認方法

① 売上高減少の比較表

年 \ 月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2019年	150万円	130万円	120万円	100万円	110万円	120万円	125万円	115万円	130万円	135万円	120万円	130万円
2020年	120万円	100万円	85万円	65万円	85万円	90万円	90万円	90万円	95万円	100万円	95万円	100万円

上記比較表から、売上高が30%以上50%未満の月を選択。(上記①では4月が該当)

② 減少率の計算例

〔比較〕

【2019年4月の売上＝100万円】 ⇔ 【2020年4月の売上＝65万円】

$$\frac{100万円 - 65万円}{100万円} \times 100 = \underline{\underline{35.0\%}}$$

※ 上記①のとおり2020年と2019年の売上高を比較し、上記②の計算式のとおり売上の減少率を算出した結果、ひと月でも減少率が30%以上50%未満の月があることが支援金の支給要件となる。

※ 天災等の影響により2019年1月から12月の売上が減少した者にとっては、2020年と2018年の売上高を比較し、ひと月でも減少率が30%以上50%未満の月があることが支援金の支給要件となる。
(罹災証明書の写しや天災等の影響を受けたことが確認できる書類が必要)

売上減少要件の確認方法（新規創業の特例 その1）

【2019年10月に創業した方の場合】

① 2019年10月から2020年2月までの売上高

年月	2019年 10月	2019年 11月	2019年 12月	2020年 1月	2020年 2月
売上高	150万円	130万円	120万円	100万円	110万円

創業月（2019年10月）から2020年2月までの月平均売上高を算出（月平均122万円）

② 2020年3月から12月までの売上高

月 年	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2020年	90万円	87万円	80万円	86万円	87万円	90万円	95万円	100万円	110万円	120万円

上記①と比較して、売上高が30%以上50%未満の月を選択。（上記②では5月が該当）

③ 減少率の計算例

【比較】

【2019年10月から2020年2月までの月平均売上高＝122万円】 ⇔ 【2020年5月の売上高＝80万円】

$$\frac{122万円 - 80万円}{122万円} \times 100 = \underline{\underline{34.4\%}}$$

※ 上記①の月平均売上高と上記②の売上高を比較し、上記③の計算式のとおり売上高の減少率を算出した結果、ひと月でも減少率が30%以上50%未満の月があることが支援金の支給要件となる。

売上減少要件の確認方法（新規創業の特例 その2）

【2020年2月に創業した方の場合】

① 2020年2月の売上高

年月	2020年 2月
売上高	120万円

② 2020年3月から12月までの売上高

月 年	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2020年	90万円	87万円	80万円	86万円	87万円	90万円	95万円	100万円	110万円	120万円

上記①と比較して、売上高が30%以上50%未満の月を選択。（上記②では5月が該当）

③ 減少率の計算例

〔比較〕

【2020年2月の売上高＝120万円】 ⇔ 【2020年5月の売上高＝80万円】

$$\frac{120万円 - 80万円}{120万円} \times 100 = \underline{\underline{33.3\%}}$$

※ 上記①の売上高と上記②の売上高を比較し、上記③の計算式のとおり売上高の減少率を算出した結果、ひと月でも減少率が30%以上50%未満の月があることが支援金の支給要件となる。